



謹啓 春陽の候 愈々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、春季慰霊大祭を左記の通り斎行いたしますので、お繰り合わせの上ご参拝下さいませ
すよう、ご案内申し上げます。

令和四年二月吉日

敬白

山口 縣 護 國 神 社
宮司 津 田 勉
山口縣護國神社崇敬奉賛会
山口 県 遺 族 連 盟
英 霊 に こ た え る 会

記

※四月二十九日 午前十時三十分 春季慰霊大祭

一、奉納行事 午前十時 銃剣道演武

尚、当日の初穂・玉串料のご奉納は、同封の振替用紙をご利用下さいますようお願い申し上げます。

山口県護国神社春季慰霊大祭・知事挨拶

日時：令和4年4月29日（金）

10：30～11：30

場所：山口県護国神社

本日、御遺族の皆様方をはじめ、関係者の皆様多数の御参列のもと、山口県護国神社春季慰霊大祭が、厳粛にして、また、盛大に開催され、御英霊もさぞかし心安らかなことと思えます。

先の大戦の終結から、早や七十七年の歳月が流れようとしておりますが、最愛の肉親を亡くされた御遺族の皆様方の御心情は、察するに余りあるものがあり、心から深くお見舞いを申し上げます。

また、皆様方におかれましては、今日まで幾多の困難を克服され、御家族を守られ、そして、ふるさと山口の繁栄のために御貢献を賜っておりますことに、改めて衷心より敬意を表し、感謝を申し上げる次第です。

戦後、我が国は、国民の英知とたゆまぬ努力により、平和で豊かな社会の恵みを受けておりますが、その陰には、散華された御英霊の尊い犠牲と、御遺族の皆様方の長年の御労苦があったことを決して忘れてはなりません。

世界においては、ロシアがウクライナへ軍事侵攻を行うという暴挙が発生し、世界を大きな混乱に陥れ、国際社会の平和と秩序の根幹を脅かしており、残念ながら、今もなお平和への脅威や戦禍は絶えることがありません。

多くの方々が戦後生まれとなられた今日でも、過去の悲惨な戦争の教訓を風化させることなく、後世に引き継ぎ、今後二度とあの惨禍を繰り返さないために、私は、改めて皆様方とともに平和への誓いを新たにしたいと思います。

これまで山口県は、御英霊の御加護のもと、発展を続けてまいりましたが、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、県政最大の課題である人口減少

や少子高齢化も依然として進行しています。

私は、直面するコロナの危機から県民の皆様への命と健康を守り抜き、大きく傷んだ社会経済を再生させて、山口県の元気を取り戻すと同時に、本県の新たな未来を創っていく取組をしっかりと前に進め、希望と活力に満ちた山口県の実現に全力で取り組む所存です。

どうか皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、御英霊の永久なる安らかな御冥福と、御遺族の皆様方をはじめ、関係者の皆様への御健康、御多幸を心からお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

令和4年4月29日

山口県知事 村岡 嗣政

(916字)

令和4年4月22日

集中管理自動車配車申込書

物品管理課長 様

秘書課長

下記のとおり使用したいので、申し込みます。

記

申込区分			運転士付き		用務	知事用務	担当	伊本(内線2092)	
使用日			出発		行き先			帰着	備考
4	25	月	8:40	自宅	9:40	山口宇部空港	11:15	—	ANA3812
			—	—	19:10	山口宇部空港	20:50	自宅	ANA699
4	26	火							
4	27	水							
4	28	木							※セミナーパーク 中止
4	29	金	10:15	自宅	10:30	山口県護国神社	12:15	自宅	
4	30	土							
5	1	日							
5	2	月		県庁	13:00	コープやまぐち本部	13:30	県庁	
5	3	火							
5	4	水							
5	5	木							
5	6	金							
5	7	土							
5	8	日							
5	9	月							
5	10	火							
5	11	水							
5	12	木		自宅	9:00	KDDI維新ホール	9:45	県庁	
5	13	金							
5	14	土							
5	15	日		自宅	10:00	千秋楽 味楽亭(萩市)	11:20	—	
				—	13:00	山口県立大学	15:15	自宅	

令 4 山 監 査 第 129 号
令和5年(2023年) 3月28日

請求人 小畑 太作 外11名 様

山口県監査委員事務局



住民監査請求について

令和5年3月9日に請求のあった住民監査請求について、別紙のとおり決定したので
通知します。

山口県監査委員事務局
特別監査班 担当：水川
電話 083-933-4419
FAX 083-923-7438

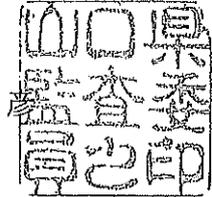


令4山監査第 129号

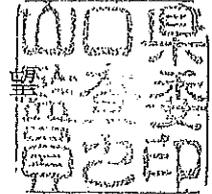
令和5年(2023年)3月28日

小畑太作外11名様

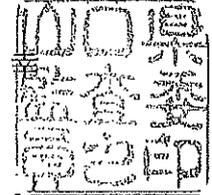
山口県監査委員 上岡 康彦



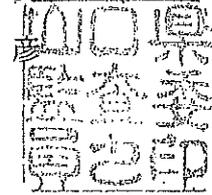
同 平岡



同 小田 正



同 河村 邦彦



山口県職員措置請求について (通知)

令和5年3月9日に請求のあった住民監査請求については、次のとおり却下します。

記

1 請求の要旨

知事及び県職員が令和4年4月29日に開催された山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝したこと(以下「知事等の行為」という。)は、憲法及び地方自治法に違反する行為であるため、これに係る知事等の行為を目的として支出した公費全額を県会計に返還することを求める。

2 請求についての適格性(要件審査)について

請求人は、知事等の行為は社会的儀礼ではなく宗教儀礼であるため、政教分離原則を定めた憲法に違反しており、平和主義、思想及び良心の自由、地方自治の本旨にも反するほか、地方自治法が規定する「住民の福祉の増進」にも該当せず、裁量権の逸脱であ

るから、これに伴う公費の支出が違法であると主張する。

しかしながら、請求人は、出張旅費等の支出が旅費規程等に違反するなどの財務会計上の違法・不当や、それによって発生した損害については摘示していない。

そもそも、あらゆる行政の行為は結果として公費の支出を伴うものであり、公費の支出の原因となった行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く認められるとすれば、広範囲かつ多岐に及ぶ行政一般を争うこととなり、財務会計上の行為に限定している住民監査請求制度の趣旨を逸脱するとされている。

この点について本件措置請求を見ると、請求人の主張は、財務会計上の違法・不当を問題にしているものではなく、「山口県護国神社春季慰霊大祭への出席」という公務遂行上の判断そのものの是非を問うているに過ぎないことから、財務会計上の行為の違法・不当を対象とした住民監査請求の対象とはならない。

このように、知事等の行為についての違法・不当の主張をもって県の公費の支出が違法であると主張することは失当であり、住民監査請求についての適格性（審査要件）のすべてを満たしてはいないと解する。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求については、違法又は不当な財務会計上の行為があるとは認められないことから、請求の適格性を満たさないものと判断し、その請求を却下する。

4 意見

本件措置請求については、前述のとおり請求の適格性を欠くため却下したところであるが、請求人の主張に関して、法解釈は次のとおり承知している。

(1) 政教分離原則について

請求人は、山口県護国神社が行う戦没者慰霊行事に知事等が参拝したことが憲法第20条に違反すると主張するが、請求人が引用している愛媛玉串料訴訟に係る最高裁判所判決（平成9年4月2日）によれば、地方公共団体が特定の宗教団体の祭祀に対して玉串料等の名目で公金を支出したことが憲法の禁止する宗教的活動に当たるとしたものであって、参拝行為自体が違法であるとはしていない。

(2) 思想及び良心の自由について

請求人は、知事等の行為が思想及び良心の自由を保障した憲法第 19 条に違反すると主張するが、靖国神社参拝訴訟に係る最高裁判所判決（平成 18 年 6 月 23 日）によれば、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではない。」として、その違法性を否定している。

(3) 地方自治の本旨について

請求人は、知事等の行為が憲法第 92 条に定める「地方自治の本旨」に反すると主張するが、この規定は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項については住民自治及び団体自治の考え方に基づいて法律で定めるべきとしたものであって、地方公共団体の事務・事業の範囲を個別具体的に定めた規定ではない。

(4) 住民の福祉の増進について

請求人は、知事等の行為が地方自治法に定める「住民の福祉の増進」に該当しないと主張するが、この規定は、地域におけるあらゆる住民ニーズに対応する事務・事業をすべて包含したものである。

7
2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者代表 住所 〒755-0031 山口県
宇部市常盤町一丁目1番12号
(携帯電話 080-5029-5599)

氏名 小畑 太作
(他 11 名。添付別紙の通り)

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙
事実証明書添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第 20 条第 3 項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第 20 条第 3 項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第 20 条第 1 項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第 20 条第 1 項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第 20 条第 2 項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参与させる行為であり、憲法第 20 条第 2 項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4)憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決(最高裁判決 1997 年)が示すとおり、慰霊も慰藉も「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5)平和主義に反する行為である。

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6)憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7)地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

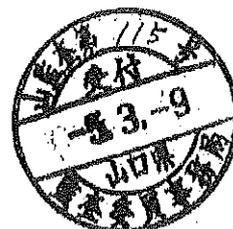
① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。

② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」(憲法 92 条)をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上



【請求人目録】
50音順

名前	ふりがな
郵便番号	住所1 住所2
1 赤間 至 754-0031	あかま いたる 山口市小郡新町 6-10-28
2 麻田 茂樹 753-0861	あさだ しげき 山口市矢原 1015 番地 (矢原市営住宅 B 棟 106 号)
3 麻野 他郎 757-0002	あさの たろう 山陽小野田市大字郡 1318 番地 10
4 石田 耕一 755-0055	いしだ こういち 宇部市居能町 1-1-11
5 江村三和子 754-1101	えむら みわこ 山口市秋穂東 5922
6 佐々木明美 755-0026	ささき あけみ 宇部市松山町 5 丁目 7 番 21 号
7 高橋 実 747-0046	たかはし みのる 防府市千日二丁目 13 番 25 号
8 鳥家 治彦 742-0314	とや はるひこ 岩国市玖珂町 1337 番地
9 馬嶋 英子 750-0082	まじま えいこ 下関市彦島山中町 2 丁目 3 番 27 号
10 宮川 恵子 754-0002	みやかわ けいこ 山口市小郡下郷 507-6
11 三輪 力也 753-0831	みわ りきや 山口市平井 76 番地 1 (メゾンひろ 9 号館 102 号)

2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者 住所 〒 754-0031
山口県小郡新町
6-10-28
氏名 赤間 至

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第20条第3項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第20条第1項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第20条第1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第20条第2項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参与させる行為であり、憲法第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4)憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決(最高裁判決 1997 年)が示すとおり、慰霊も慰藉も「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5)平和主義に反する行為である。

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6)憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7)地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

- ① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。
- ② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」(憲法 92 条)をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上

2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者 住所 〒 753-0861
山口市大原1015番地
(大原市常任光3棟106号)
氏名 麻田 茂 穂

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第20条第3項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第20条第1項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第20条第1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第20条第2項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参与させる行為であり、憲法第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4)憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているとしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決（最高裁判決 1997 年）が示すとおり、慰霊も慰藉も「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5)平和主義に反する行為である。

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6)憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7)地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

- ① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。
- ② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」（憲法 92 条）をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上

2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者 住所 〒 755-0055
山口県宇都部郡能勢町
1-1-11
氏名 石田 耕一

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第20条第3項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第20条第1項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第20条第1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第20条第2項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参加させる行為であり、憲法第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4)憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているとしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決（最高裁判決 1997 年）が示すとおり、慰霊も慰藉も「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5)平和主義に反する行為である。

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6)憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7)地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

- ① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。
- ② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」（憲法 92 条）をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上

2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者 住所 〒 754-1101
山口県山口市秋穂東
5902番地
氏名 江村三和子

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第20条第3項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第20条第1項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第20条第1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第20条第2項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参与させる行為であり、憲法第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4)憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているとしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決(最高裁判決 1997 年)が示すとおり、慰霊も慰藉も「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5)平和主義に反する行為である。

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6)憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7)地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

- ① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。
- ② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」(憲法 92 条)をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上

2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者 住所 〒

755-0026

宇都市松山町

5丁目9番21号

氏名

佐々木明美

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第20条第3項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第20条第1項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第20条第1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第20条第2項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参与させる行為であり、憲法第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4) 憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそうのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているとしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決（最高裁判決 1997 年）が示すとおり、慰霊も慰藉も、「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5) 平和主義に反する行為である

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6) 憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7) 地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

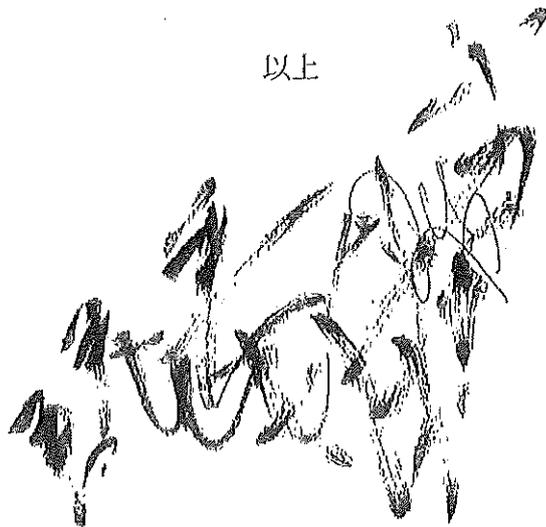
① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。

② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」（憲法 92 条）をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上



2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者 住所 〒742-0914
山口県岩国市玖珂町
1937番地
氏名 鳥家 裕彦

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第20条第3項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第20条第1項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第20条第1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第20条第2項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参与させる行為であり、憲法第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4)憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決（最高裁判決 1997 年）が示すとおり、慰霊も慰藉も「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5)平和主義に反する行為である。

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6)憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7)地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。

② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」（憲法 92 条）をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上

2023年3月7日

山口県監査委員 御中

住民監査請求書

請求者 住所 〒 753-0831
山口県山口市平井76番地1
(Xゾーン39号館102号)
氏名 三輪カセ

山口県知事等の行為に対する措置を、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添えて下記のとおり請求します。

記

1. 請求の対象となる行為

村岡嗣政知事、弘田隆彦健康福祉部長、田中康史健康福祉部長寿社会課長、武林弘子健康福祉部長寿社会課主幹の四名（2022年4月現在。以下「知事等」と称す）は、県民からの度重ねての停止要請にもかかわらず、2022年4月29日、山口県護国神社春季慰霊大祭に公務として参拝（以下「知事等の行為」と称す）した。

2. 違法な行為の事実

(1) 憲法第20条第3項に違反する行為である

- ① 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である。
- ② 山口県護国神社春季慰霊大祭への「知事等」の出席の目的は、同神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり、また、知事は同大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教儀礼を行なっている。
- ③ よって「知事等の行為」は社会的儀礼ではなく、特定宗教における宗教儀礼である。
- ④ 従って「知事等の行為」は、憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反した。

(2) 憲法第20条第1項に違反する行為である

また「知事等の行為」は、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第20条第1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反した。

(3) 憲法第20条第2項に違反する行為である

更に「知事等の行為」は、公費を費やすことによって、県民全てを自らの参拝行為に強制的に参加させる行為であり、憲法第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

(4)憲法 20 条違反は免れない行為である

「知事等」は、同大祭への参拝行為を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、山口県護国神社秋季慰霊大祭は紛れもない宗教儀礼に他ならず、「知事等」自身が一般的、社会的儀礼のつもりであったとしても、同神社はそのように捉えてはいないし、県民からは同神社の宗教儀礼に参加しているしか見えない。そもそも、愛媛玉串料違憲訴訟判決(最高裁判決 1997 年)が示すとおり、慰霊も慰藉も「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、慰霊や慰藉を理由に、山口県護国神社における「知事等の行為」が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

(5)平和主義に反する行為である。

山口県護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立った日本国憲法の前文や第 9 条が表明している平和主義と相容れない。

(6)憲法第 19 条に違反する行為である

従って、山口県護国神社春季慰霊大祭へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、個人の思想・良心の自由を保障する憲法第 19 条に違反する。

(7)地方自治法第 1 条並びに第 2 条第 2 項、及び憲法 92 条に違反する行為である

① 山口県護国神社が慰霊している人々は、前項で述べた同神社の教義や思想に沿った特定の人々であり、また慰霊大祭に集う人々も、その教義や思想を支持する、または容認できる人々である。

② 従って「知事等の行為」は、特定宗教を土台とした特定の人々を対象とした行為でしかなく、地方自治法第 1 条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第 2 条第 2 項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」(憲法 92 条)をないがしろにするものであり、よって知事等の行為は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

3. 請求する措置

知事等は、知事等の行為に際して県会計から支出した旅費、及び月給から換算される当該時間給、その他、知事等の行為を目的として支出した全額を、県会計に返還する、という措置を求める。

以上

村岡山口県知事の護国神社参拝に反対する理由

赤間 至

◎私の生い立ちから

1945年の敗戦を私は朝鮮の京城（現ソウル）郊外の水原（スウォン）で迎えました。父が逓信省に勤務していきまして、その年の4月に水原の郵便局長となり京城から引っ越してきたばかりの夏でした。私は小学校の4年生。8月15日、母に言いつかって表に出た私は、それまで目にしたことのない異様な光景に出会いました。朝鮮人の民家の軒先には真新しい太極旗（朝鮮の国旗）が高々と掲げられ、たむろする朝鮮の人々の目がまさに射るような眼差しで私に向けられました。私たち家族は官舎の一画に住んでいましたが、気が付くと両隣の警察・裁判所関係の家族は一夜のうちに姿を消してもぬけの殻となっていました。現地住民の報復を恐れてのことです。

1935年、京城で生まれた私は10歳までをそこで過ごしました。京城の西大門区でのことです。懐かしい思い出と共に忘れられない残念な光景も今蘇ってきます。夕方の決まった時刻、囚人服に身を包んで阿弥陀笠を深くかぶり、裸足に草履履きの30人ほどのグループがロープで数珠つなぎにされて通りすぎるのです。朝、都心にある徳寿宮近くの検察庁・裁判所に向かったこの行列が、夕方こうして西大門刑務所に戻っていくのです。往復10キロの道のり、厳しい天候の中…、遊びに夢中になっていた子どもたちもこの行列に出会うと息を止めるようにしてやり過ごしていました。

私が通った小学校は西大門国民学校です。正門を入るとすぐ脇にいつも1台の乗用車が身を隠すように止まっています。ベルが鳴ると憲兵の4・5人が車に飛び乗って出ていきます。近くのソビエト領事館員の外出を尾行追跡するのです。

クラスには両班と呼ばれる親日派の朝鮮の家庭の子が何人かいました。日本名を名乗らされていましたが、出席簿の順は決まっておしまいの方に。先生は「朝鮮の子どもたちに負けないように」が口癖でした。

毎月8日は大詔奉戴日。アジア・太平洋戦争の開戦記念日です。普段でも始業前、「ワタクシタチハ天皇陛下ノ赤子デス」と唱えさせられていましたが、毎月この大詔奉戴日には全校あげて京城神社に参拝します。京城神社は朝鮮神宮と並んで市街を見渡せる南山の一等地にそびえたっていました。戦後はすぐに取り壊され、その跡にハルピンで伊藤博文統監を射殺し、後に刑死した安重根の記念館が建てられました。帝国日本の皇軍が、侵略した先々にこうした神社を建てていったのは、ご承知のとおりです。

◎実践の基となるもの

1954年以来、私は山口県公立学校教員として定年後も70歳まで中学校に勤務してまいりました。丁度、人生でいろいろな問題に直面する思春期にある子どもたちと触れ合う毎日でしたが、それは私自身の生き方をそのまま具現していく日々でもありまして、誠に充実した思いでした。仕事に悩み疲れることはありましたが、1日たりとも職場である学校に行きたくないなどと思ったことはございませんでした。

自分の生き方の理想。それは敗戦直後の混乱の中で、恩師から諭された言葉「これからは良心にのみ従って生きるのだ」との言葉。それと新たに手にした日本国憲法にあります。私の学校現場での実践はまさに憲法の謳う法の精神をそのまま同労の仲間と共に実現していくことでした。

ところが、定年を前に、事務職員から確認を求められた自身の履歴書をみて、啞然とさせられました。それは、日教組の組織した闘争に参加し、何度かの懲戒処分・昇給延伸の赤いペン字の書き込みを見たからではありません。そうではなくて、「昭和天皇の崩御に伴って、これまでの処分の一切を許す」とあったからです。わたしは何も天皇のために働いてきたのではないのです。それを積み重ねた履歴の最後になって、天皇が亡くなったのでお前の罪を許すとあったのです。

◎平和憲法を世界の宝に

60年ほど前から、わたしは現在地、山口市小郡新町に居を構えまして、本籍地も同じ山口市に置いております。

日本基督教団小郡教会で受洗して信仰生活を続けています。同じ教会員の中に、中谷康子さんがおられます。中谷さんは夫を自衛隊員として勤務中に亡くしました。夫の霊を山口県護国神社に合祀すると言われて、即座に合祀を断りましたが、聞き入れられずに抗議の訴えを起こしました。下級審では原告中谷さんの勝訴でしたが、1988年、最高裁で逆転敗訴。わたしたちは中谷さんの裁判を最初から支援しておりまして最高裁の判決を不当と断じ、これまで毎年抗議の集会を持ち続けています。

私は、人知を超える大きなものに畏敬の念を持つことは何人とっても大事な事だと思っています。それは互いの人格を尊重することに通じるのだと思います。繰り返した戦争の歴史を反省し、国の内外で人びとが強いられた償いようもない大きな犠牲を基にようやく手にした日本国憲法は、いわば人類の遺産、先達の遺言ともいふべきものです。

天皇をはじめ公務に携わる者はこの憲法を尊重・擁護すべしと明記しています。山口県知事が一宗教法人である護国神社に参拝することは、政教分離を定めた憲法に違反します。三権分立も憲法の根本をなすものです。私たち国民は法の番人たる裁判所が、時の権力の意向を忖度し、憲法の趣旨に反する裁定を下した例をいくつも目にしました。

私がこのたび、原告の一員となりましたのは、ここでこそ、法の精神に基づき、少数者の法益が生かされる裁定がなされるものと信じ、期待してのことです。1988年の山口自衛官合祀拒否訴訟最高裁判決以来、司法が内心の自由について極めて消極的であることは存じていますが、御裁判所におかれては、日本国憲法の趣旨に則り、賢明な判断をして下さることを心より期待しています。

この厳粛な場で私見を述べる機会が与えられましたことに心より感謝申し上げ、わたしからの申述を終わります。

平 3 1 長寿社会第 4 1 2 号
令和元年(2019年)7月17日

日本基督教団宇部緑橋教会 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

「知事の山口県護国神社参拝に関する質問と要望」について (回答)

2019年5月14日付けで質問と要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

【質問項目 1】

知事は、県遺族連盟等からの案内を受け、来賓として県護国神社慰霊大祭（以下「慰霊大祭」と言います。）に出席しているもので、いわゆる参拝とは、その性質を異にするものです。このため、記帳は行っていません。

【質問項目 2】

知事及び健康福祉部長は、式典中、次第に従い来賓として玉串拝礼を行います。また、知事は、式典終了後、来賓として県を代表して御遺族に対し挨拶を行います。なお、慰霊大祭の前後において、主催者から委託されている務めはありません。

【質問項目 3】

健康福祉部長は、来賓として、長寿社会課長及び同課援護班長は、知事及び健康福祉部長の随行として出席しています。いずれも公務として出席しているものであり、個人の思想・信教の理由に基づいて行う参拝とは、その性質を異にするものです。

【質問項目 4】

憲法に定める政教分離原則に適合しているか否かについては、判例により「政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。ところが、・・・現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近いものといわなければならない。更にまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない・・・政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度かかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえないのである。右のような見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の

指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」(津地鎮祭訴訟、最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁)と判断基準(いわゆる「目的効果基準」)が示されています。

県は、慰霊大祭には多数の御遺族が参列されていることもあり、県遺族連盟等からの案内を受け、戦没者及び御遺族に対して、弔意、哀悼の意を表するため、社会的儀礼として出席しているものであり、憲法で禁止される宗教的活動には当たらないものと考えています。

また、最高裁判所の判例として、知事の護国神社慰霊祭への参列が、憲法の禁ずる宗教的活動に当たるとされたものは存在しません。

なお、引用されている判例等に対する見解は次のとおりです。

(ア)の愛媛玉串料訴訟(最大判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁)は、神社自体が境内において挙げる恒例の重要な祭祀において、公費で玉串料等を奉納することは、たとえ戦没者の慰霊及び遺族の慰藉を目的にするものであっても、社会的儀礼にすぎないと言えず、県と神社とのかかわり合いは、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであり、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たると判示したもので、知事等の慰霊大祭等への参列の違憲性等を判断したものではありません。

(イ)の岩手靖国住民訴訟(仙台高判平成3年1月10日行集42巻1号1頁)から引用されている部分は、控訴人の主張であり、裁判所による判断ではありません。この判例は、内閣総理大臣等の靖国神社公式参拝は、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たると、傍論において判示したものであり、知事等の慰霊大祭等への参列の違憲性等を判断したものではありません。

(ウ)の砂川政教分離訴訟(空知太神社訴訟、最大判平成22年1月20日民集64巻1号1頁)は、引用されている部分のとおり、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供について判示したものであり、知事等の慰霊大祭等への参列の違憲性等を判断したものではありません。また、津地鎮祭訴訟については、市主催の体育館起工式を神式に則り挙行したことは、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たらないと判示したものであり、知事等の慰霊大祭等への参列の違憲性等を判断したものではありません。

以上のことから、(ア)～(ウ)の判例等をもって、「知事らによる護国神社参拝は、憲法が規定する政教分離原則に違反する行為であると言わざるを得ません。」とされる根拠にはならないと考えます。

【質問項目5】

山口県知事は、県遺族連盟等からの案内を受け、社会的儀礼として出席しているものです。他の都道府県知事の状況について、調査する予定はありません。

【質問項目6】

権利の得喪に関係のない回答文書については、県における事務文書の取扱いとして、公印省略としています。なお、公印省略の場合も、公文書の効力に問題はありませぬ。

2021年10月6日

全国道府県知事 御中

日本基督教団 靖国・天皇制問題情報センター
運営委員会
169-0051東京都新宿区西早稲田2-3-18-31
キリスト教事業所連帯合同労組気付
委員長（日本基督教団 宇部緑橋教会 牧師）小畑太作
taisaku@mac.com / 080-5029-5599
755-0031山口県宇部市常盤町1-1-9

護国神社への公務参拝に関するアンケート調査についてのご報告

日頃よりの県民・市民のためのご奉仕に感謝申し上げます。

先頃は、わたしどものアンケート調査にご協力くださり重ねて感謝申し上げます。遅ればせながら、漸く回答集約及び結果についての専門家による分析が整いましたので、下記、皆様に報告させていただく次第です。

集約途中において、かねてから関心を持たれていた「信濃毎日新聞」による報道記事、並びにそれを受けての「共同通信社」報道記事について、富山県より回答に一部誤記があるとのことご指摘がありました。この誤記については、当方の集約時に生じたものであることを認め、この場を借りて富山県知事にはお詫び申し上げます。

末尾に、憲法学者二名による分析とコメントを付してあります。ご参考下さい。

回答拒否が6県に及んでいることについては、回答期間に鑑みれば憲法が定める国民主権の原理に反する恐れが高いと言わざるを得ません。該当知事におかれましては、今後についてご再考ください。

●回答状況

回答数（40道府県。神奈川県含む）東京都内と神奈川県内には護国神社はなし。

回答拒否（6県）

●設問

1. 過去5年間（2016～2020年度）、護国神社の例大祭に、知事または職員が公務として出席しましたか。年度別、春・秋別に、全てご回答下さい。
（一度でもご出席の場合2～5に、出席されていない場合は6にご回答下さい。）
2. 出席の依頼がありましたか。あれば依頼者または団体名をできるだけ全て記して下さい。
3. 祭事において、どの様な振る舞いをなさいましたか。（例：玉串拝礼、真榊奉納）
4. 護国神社への往復の交通はどの様になさいましたか。（例：公用車）
5. 出席することについて、参拝（宗教儀礼への参加）というご認識はありますか。ない場合は、その理由を記して下さい。
6. 出席の依頼がありましたか。あれば依頼者（団体）名をできるだけ全てと、辞退された理由について記して下さい。

●調査実施方法と補足説明

1. 2021年5月14日付で依頼状・アンケート用紙を切手貼付返信封筒を同封して回答期限を6月末日として知事宛に郵送にて依頼。
2. 2021年7月1日付で未回答の道府県に再度の依頼と回答拒否の場合はその旨の連絡を依頼。
3. 2021年7月中旬より、未応答の道府県に電話依頼。検討中については日延べして複数回電話確認。
4. 回答不明瞭、回答拒否については、以下、一部電話にて内容確認。
（ア）長野県知事の参拝事実を別途承知していることについて、「私的行為」とのこと。

- (イ) 2019年の山口県庁による調査によれば、岡山県知事は秋季例大祭に自家用車で出席、副知事は秋季例大祭に電車で出席となっていることについては、2019年の回答は「別団体」による「別日」開催の慰霊祭のことを回答したとのこと。
- (ウ) 高知県は宗教行為ではないという説明文が見つからないため回答拒否。その他回答拒否の理由は、「回答した前例がない」「個別問い合わせには対応しない」。

●回答

【一度以上出席した】7県

自治体	2016～2020年度までの出席状況	依頼の有無。有の場合は依頼元	出席時の行為	交通手段	政教分離違反ではないとする理由。
富山県	厚生部長が出席。	富山県護国神社	祭詞 奏上 玉串 拝礼 挨拶	公用車または借上車	国を思い、家族を案じつつ亡くなられた戦没者の慰霊及び遺族への慰藉・激励のため出席しているもので、宗教的意図や目的を持ったものではない。 なお、例大祭における知事の「祭詞奏上」は、戦没者追悼式における「式辞」とほぼ同内容のもので、葬儀における「弔辞」と同様のものである。例大祭終了後の「挨拶」も、あくまで遺族に対する慰藉を内容としている。 また、玉串料の公支出はない。
石川県	副知事が出席。	石川護国神社 石川護国神社奉賛会	玉串 拝礼	公用車	例大祭への出席は、戦没者に対する慰霊と、ご遺族へのご労苦をお慰めするものであり、政教分離の原則に反しない社会通念上の儀礼の範囲内であると考えている。
静岡県	春は例大祭がない。秋は知事または副知事が出席。	一般財団法人静岡県遺族会会長	慰霊の辞 玉串 拝礼	公用車	戦没者秋季追悼式終了後に慰霊大祭が開催されるため、静岡県は、県遺族会会長からの出席依頼があることや、追悼式に出席している御遺族の心情に配慮し、慰霊大祭にも引き続き出席している。 慰霊大祭への出席については、戦争犠牲者に対し哀悼の意を表するとともに御霊を慰め御遺族の労苦に報いる趣旨で、社会的儀礼の範囲内の行為と考えており、参拝という認識はない。
鳥取県	知事または職員が出席。	鳥取県護国神社 鳥取県護国神社奉賛会	祭文 奏上 玉串 奉奠	公用車	戦没された方々を慰霊するための慰霊祭の一つとして認識しています。
島根県	知事の出席はなし。職員のみが出席。	春は浜田護国神社 秋は松江護国神社 いずれも宮司より	祭文 奏上 玉串 拝礼	浜田はJRまたは自家用車 松江は徒歩	宗教儀礼という認識での出席ではなく、一般的慰霊祭、弔辞の意を示すという、社会的儀礼の一貫として出席しております。
広島県	知事の出席はなし。職員のみが出席。	広島護国神社広島招魂祭・秋大祭は広島戦没者慰霊祭委員会 備後護国神社秋季戦没者慰霊大祭は備後	玉串 奉奠	公共交通機関	本県では戦没者慰霊祭への列席は、戦没者を追悼する、いわば、習俗的な行為としての社会的儀礼の範囲内で、地域の実状をしん酌しながら、必要に応じて行っているところです。護国神社の例大

		地区遺族連盟、備後護国神社奉賛会、備後護国神社			祭についてもこの観点から出席しているところです。
山口県	知事と職員、または職員のみが出席。	山口県遺族連盟、山口県護国神社、山口県護国神社崇敬奉賛会、英霊にこたえる会	玉串拝礼	公用車または公用使用の自家用車	県遺族連盟等からの案内を受け、戦没者ご遺族に対して、弔意、哀悼の意を表するため、社会的儀礼として出席しているものです。

【一度も出席していない】(33道府県)

自治体	依頼の有無。有の場合は依頼元と辞退の理由。
北海道	なし
青森県	なし
岩手県	なし
秋田県	なし
山形県	山形県護国神社。政教分離の観点から。
福島県	なし
茨城県	茨城県護国神社。所用のため。
栃木県	沖縄県護国神社。公務の都合と距離が遠いため。
群馬県	群馬県護国神社宮司。
埼玉県	資料がないため不明。
千葉県	
神奈川県	他都道府県護国神社からの依頼。他都道府県のため検討をしていない。
新潟県	新潟県護国神社
福井県	福井県護国神社
長野県	なし
岐阜県	依頼あり
愛知県	
三重県	
滋賀県	
京都府	
大阪府	大阪護国神社。大阪府遺族連合会。護国神社の重要な宗教的行事であるため。
兵庫県	
岡山県	岡山県護国神社。宗教行事のため。
香川県	依頼有。総合的に判断。
愛媛県	依頼有。公務として出席する必要がない。
福岡県	福岡県護国神社。愛媛県玉串料訴訟最高裁判決の主旨を踏まえ、政教分離の観点から。
佐賀県	
長崎県	政教分離により。
熊本県	熊本県護国神社。政教分離に抵触する恐れがある。
大分県	政教分離の原則に反する。
宮崎県	なし

【回答拒否】(6県) 宮城県 山梨県 奈良県 和歌山県 高知県 徳島県

●憲法学者による分析とコメント

1. 横田耕一 (九州大学名誉教授)

「護国神社への公的参拝に関するアンケート調査」の結果について、憲法学的観点からに限りて簡単に検討する。

宗教性を有する特定施設や行事・儀式(祇園祭・大嘗祭など)に国や地方自治体の公務員が参拝や参加・参列などの積極的行為で関与した事例の政教分離原則違反の有無の判断では、まず①当該施設・行事は宗教的施設・行事であるか、②公務員の関与は公的関与であるか、③関与行為は宗教的行為であるかである。最高裁のこれまでの判例から推察される所では、これらに該当しても、「我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由との関係で相当とされる限度を超えるもの(過度のかかわりあい)」でなければ違憲とはされない(一時期はその判断基準として「目的・効果基準」が有力であった)。しかもその判断は、結局は、諸事情を考慮して「社会通念」によってなされるべきだとしている。このため、関与行為を合憲とする側は、これらの行為を「社会通念」からして「社会的儀礼」「習俗的行為」と強弁するのが通例となっている。

さて、本アンケート調査では、中国地方を中心とした7県から護国神社の例大祭への出席が回答されている。その際、行為対象が宗教法人である護国神社の中心行事である例大祭への出席であることから①に該当すること、また知事や県の職員が公用車を使用したことなどに加えて公的な出席を否定する県がないことから②に該当している。問題は③だが、多くの県は「戦没者遺族の慰藉・激励のため」と出席の世俗的目的(選挙目当て?)を強調している。しかし、同時に、戦没者等の「追悼」のためではなく霊の存在を前提にした「慰霊」であることも認めており、玉串奉奠・拝礼や祭文奏上といった神道儀式に従った外形的行為をとっていることから、その行為が宗教的行為であることは否定できず、③にも該当する。

しかし、①～③に該当するからといって、ただちにそれを憲法の禁じる「宗教的活動」とすることはできない。国や自治体が宗教儀式に公的に関わることをすべて違憲と断じるならば、知事が県に功績があった者の特定宗教による葬儀(宗教的儀式)に公的に出席して献花し弔辞を述べることも違憲となるが、これは厳格に過ぎよう。したがって、①～③に該当する行為の違法性を推定した上で、違法性を阻却することになる理由を明示する必要がある。是非はともかく、「社会的儀礼」という理由付けはそれにあたる。それでは、「社会的儀礼」の抗弁は、護国神社例大祭への知事の公的参拝の推定される違法性を阻却する理由になりうるか。

「政教分離原則」と呼ばれる原則をとる国は米国・フランス・ドイツなど欧米中心に多いが、この原則をとるに至った理由は各国において異なり、その結果分離の厳軟も異なっている。日本国憲法の場合のそれは、最高裁も述べるように、「我が国の社会的・文化的条件」が何よりも考慮されなければならない。そうだとすると、最高裁も認めるように、大日本憲法下において信教の自由をはじめとする諸自由を抑圧したいいわゆる「国家神道」との決別が原則の基本にあることは明白である。「国家神道」という言葉を使うと、あたかも神道が国と結合し害を生んだかのようにあり、神道や神社一般を警戒対象としがちだが、国総体が特定の神道観を軸に宗教国家化したことにあるとみるべきである。すなわち、天照大神の子孫である天皇がおさめる神の国(=天皇)が日本であり、臣民は天皇を神(Godではない)のごとく崇敬し、危急の際は国=天皇のために一身を捧げるべきだとする国製の「宗教」(天皇教)が、人びとの自由を蹂躪し抑圧した、これが原則の歴史的背景である。そして天皇からの距離によって格付けされた神社がこの宗教の重要な伝道の場となっていたのである。したがって、一般原則として仏教やキリスト教・一般神社などと国との「過度のかかわり」も違憲となるが、特に「天皇教」と関連する神社(神道)とのかかわりには「厳格な審査」(やむにやまれぬ理由の存在)が要求されなければならない。

「靖国神社」はまさに明治維新以後の戦いで「当時の国=天皇」のために命を捧げた者を英霊として祀り顕彰・慰霊する神社にはかならないから「天皇教」の中核を占める神社の一つであり、国がこれと結合することは合理的に考えても違憲である。1939年に現在の名称に変更された護国神社は、基本的には(動員学徒など

や自衛官を祀る神社がある) 戊辰戦争から大東亜戦争までの各県と関連する戦没者を祀った神社であり、いわば靖国神社の各県版である。そして、靖国神社と同様の趣旨をもつ神社であることは、富山県護国神社のホームページが明白に示している。したがって、護国神社への公的参拝は政教分離原則違反であり、これを「社会的儀礼」などとして合憲とすることはできない。また、仮にこうした行為を「社会的儀礼」などとして容認するならば、神社参拝や皇室祭祀への協力が、「社会的儀礼」などとの名目で、人びとに強要される日がまた訪れよう。

(2012年の「自民党改憲草案」は、「社会的儀礼」「習俗的行為」を禁じられる「宗教的活動」の例外としている。こうした曖昧な言葉を使用することや、人権、特に精神的自由侵害の判定基準を「社会的通念」に求めることの不当性・危険性は別途論じる必要がある)

2. 岡田健一郎 (高知大学教員)

今回の「護国神社への公務参拝に関するアンケート調査」集計結果を読み、率直に言って驚きました。2016~2020年度の間、少なくとも7つの県が護国神社へ公務として参拝していたこと、に対してです。また同時に、7県がそのことを「正直」に回答したことにも——昨今、わが国政府は様々なことを隠ぺい・改ざんしてきただけに——逆に意外な印象を持ちました。

公務参拝を行った7県に対して浮かぶのは、政教分離との関係をどのように考えているのか、という疑問です。これに対して7県は、「国を思い、家族を案じつつ亡くなられた戦没者の慰霊及び遺族への慰藉・激励のため出席しているもので、宗教的意図や目的を持ったものではない」(富山県)、「社会通念上の儀礼の範囲内である」(石川県、静岡県、島根県、広島県、山口県)などといった理由で、政教分離には反しないと説明しています。

しかし、これらは全て愛媛玉串料事件の最高裁判決(1998年4月2日)において、多数意見により否定された内容そのものです。靖国神社の例大祭・みたま祭、および愛媛県護国神社の慰霊大祭に対し、公金から玉串料・献灯料・供物料など(5,000~10,000円)を支出していた愛媛県に対し、最高裁の多数意見は次のように述べ、政教分離原則に反すると結論づけています。

「一般に、神社自体がその境内において挙げる恒例の重要な祭祀に際して右のような玉串料等を奉納することは、・・・時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまでは到底いうことができず、一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難いところである」。「戦没者の慰霊及び遺族の慰謝ということ自体は、本件のように特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができると考えられるし、神社の挙げる恒例祭に際して玉串料等を奉納することが、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとも認められない」。

この最高裁判決から20年以上たった今、なぜ7県が上記のような説明を公式な回答として表明できるのか、私には理解しがたいところです。さらにいうと、自治体が靖国神社や護国神社に玉串料などの名目で公金を支出していたことが1981年ごろから問題となり、憲法上の疑義があることから当時の自治省が指導などを行い、多くの自治体がそれらを中止していました。この辺りの経緯は、愛媛玉串料事件の第一審判決(1989年3月7日松山地裁判決)で紹介されています。それにもかかわらず愛媛県が公金支出をやめなかったからこそ、住民が裁判を起し、とうとう違憲判決まで勝ち取るに至ったわけです。いったい、7県は最高裁判決をどのように考えているのでしょうか。もし判決を知らないとすれば、法治国家として大問題です(愛媛玉串料事件は公務員試験でも必須の知識であり、県職員が知らないということは考え難いです)。もし知っているとすれば、憲法違反の行為を公然と続けていることになりませんが、さすがにそれは大胆すぎる気がします。精一杯善意に考えるならば、7県は「自分たちのやっていることは、違憲とされた愛媛県の行為とは違う」と考えている可能性はあります(例えば富山県は「玉串料の公金支出はない」と回答しています)。しかし、護国神社が主催する宗教上の儀式(例大祭)において、玉串礼拝ないし祭文奏上(祭詞奏上、慰霊の辞)を、公務として実施している点で、政教分離との関係はアウトです。だからこそ、日本の首相が靖国に参拝する際はいつも、「公人ではなく私人としての参拝」であることを強調し、政教分離違反ではないと弁解するのです(とはいえ、私人としての参拝であっても問題は大きいだと思います)。また、当時の愛媛県は公金を支出はし

たものの、公務員が直接儀式に参加することはしていません（その点で、政教分離を多少なりとも気にしていたと推測できます）。その意味で7県の行いは、首相や愛媛県（当時）よりも政教分離違反の度合いが一層強いといわざるを得ません。

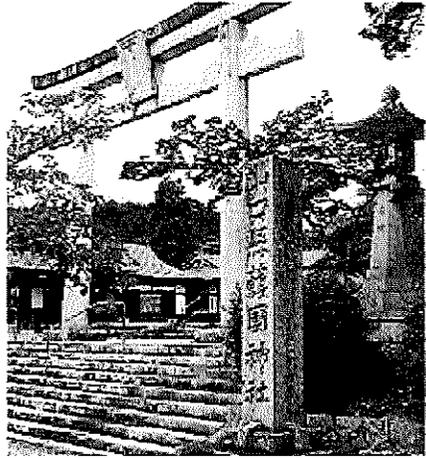
愛媛玉串料事件の最高裁判決は次のようにも述べています。

「地方公共団体が特定の宗教団体に対してのみ本件のような形で特別のかかわり合いを持つことは、一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を引き起こすものといわざるを得ない」

支出した金額は些細であっても、公権力が特定の宗教団体に関わることは、その宗教団体が特別なものであるという「メッセージ」を社会に発信してしまうことになるからこそ、政教分離原則を守る必要があるというわけです。日本の最高裁は政教分離違反に甘いと批判されることがあり、それには私も同意します。しかし、その最高裁でさえ許さなかった行為（愛媛県による玉串料支出）よりも違憲性の高い行為が現在も行われているのは大変問題です。今回のアンケートを機に、こうした自治体と護国神社との関わり合いが是正されることが望まれます。

以上

護国神社の例大祭 7県知事ら公務参列



山口県護国神社＝1日、山口市

戦争で亡くなった地元出身の軍人らをまつる護国神社が開く例大祭に、富山、石川、静岡、鳥取、島根、広島、山口の7県の知事ら県幹部が、過去5年間のうちに公務として参列していたことが市民団体の調べでわかった。7県は「社会的儀礼の一環」などと説明する一方、出席しない理由に「政教分離に反する」を挙げた県もある。

市民団体が調査

憲法20条は宗教団体が国から特権を受けることを禁じ、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と政教分離の原則を定める。軍国主義と国家神道が密接に結び付き、戦争に突き進んだことへの反省が背景にある。

今回、調査をしたのは日本基督教団の関係者らでつくる「靖国・天皇制問題情報センター」。

今年5～7月、東京都をのぞく46道府県に、①2016～20年度の護国神社の例大祭への知事・職員の出席の有無②出席依頼の有無と依頼元③祭事での振る舞い(玉串拝礼など)④公用車の使用など往復の交通手段などを質問し、40道府県から回答があった。

調査結果によると、例大祭に公務で出席したと答えた7

33道府県は一度も出席せず「政教分離に抵触の恐れ」

県のうち、知事が出席したのは静岡、鳥取、山口の3県。4県は副知事(石川県)ら幹部だった。いずれも地元の護国神社や遺族会などから出席の依頼があったといい、神道の儀式である「玉串拝礼」などの祭事を行った。

公用車を使ったと回答したのは富山、石川、静岡、鳥取、山口の5県。市民団体とは別に、朝日新聞が7県に玉串料の公費支出を確認したところ、すべて「支出していない」と答えた。最高裁は1997年、靖国神社などに公費で玉串料を払った愛媛県に対し、政教分離違反にあたるとの判決を出している。

知事や職員らが出席した理由については「例大祭への出席は、戦没者に対する慰霊と、ご遺族のご苦節をお慰めするものであり、政教分離の原則に反しない社会通念上の儀礼の範囲内」(石川県)などと説明している。

一方、33道府県は一度も例大祭に出席していないと回答した。理由は「政教分離に抵触する恐れがある」(熊本県)、「政教分離の原則に反する」(大分県)などとした県もあった。(編集委員・豊秀二)

横田耕一・九州大名誉教授(憲法)の話
護国神社は、天皇のために死んだ軍人らを英霊として祀(まつ)る靖国神社の地方版である。日本の政教分離原則は、神国思想に基づくこうした神社などと国や県が一体化したことから生まれた過去の反省を基礎としている。知事らがこうした性格の宗教施設の例大祭に公的に出席し、玉串拝礼などによる慰霊を行ったのは宗教行為で、特定宗教に「過度の関わり」をしているといえる。ほかの多くの県の知事が出席を控えていることから、どうして「社会的儀礼」とはいえず、違憲である。

「社会的儀礼といえず、違憲」

©朝日新聞社。無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。